

株 主 各 位

埼玉県さいたま市桜区栄和三丁目3番27号
オリジン電気株式会社
代表取締役社長 妹 尾 一 宏

第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
明治安田生命さいたま新都心ビル 22階 大会議室
(末尾の会場ご案内函をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第116期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第116期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
- 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

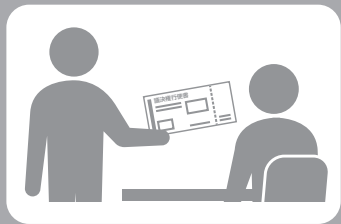
以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.origin.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.origin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（35頁～63頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

当日ご出席による議決権行使



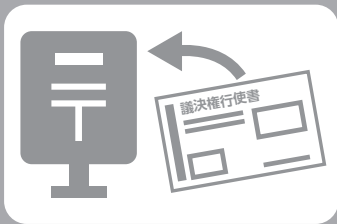
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

平成29年6月29日（木曜日）
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するように返送ください。

行使期限

平成29年6月28日（水曜日）
午後5時 到着分まで

インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

[<http://www.it-soukai.com/>]

行使期限

平成29年6月28日（水曜日）
午後5時 受付分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
オリジン電気株式会社 御中

議決権行使個数 個

議案	賛	否
議案1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

見本

オリジン電気株式会社

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印

反対の場合・・・「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は平成29年6月28日(水曜日)午後5時00分です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などにより引き続き穏やかな回復基調が見られましたが、中国をはじめとする新興国経済の景気減速、英国のEU離脱問題および米国新政権の政策運営動向を背景に、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような中、当連結会計年度の売上高は、313億1百万円（前期比3.3%減）となりました。

利益面におきましては、営業利益9億3千万円（前期比40.4%減）、経常利益11億8千万円（前期比32.9%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は13億7千6百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益は10億1千万円）となりました。

次に各事業の概況についてご報告申し上げます。

[エレクトロニクス事業]

エレクトロニクス事業の売上高は前期比5.2%減の86億2千万円（総売上高の27.5%）となりました。

半導体製造装置向け高電圧電源および液晶製造装置向けの高電圧電源については、大型の設備投資需要があり伸長しましたが、スマートフォンなどの携帯端末向けの無線基地局用電源の投資については、首都圏エリアで一巡したことから減速し、更に一部の停電対策等の用途においても伸び悩み売上高は減少しました。

[メカトロニクス事業]

メカトロニクス事業の売上高は前期比1.1%減の29億4千8百万円（総売上高の9.4%）となりました。

MDB (Mobile Display Bonder) は大型案件により前期に比べ伸長したものの、光通信関連市場（接合）は中国における市場停滞の影響が大きく、売上を伸ばすことが出来ませんでした。

[ケミトロニクス事業]

ケミトロニクス事業の売上高は前期比1.8%増の110億6百万円（総売上高の35.2%）となりました。

国内外の全子会社において、主力の自動車関連分野が堅調に推移しました。更なるグローバル展開を目指す中、国内サービス拠点の拡充、国内市場の深耕を行い、前期比微増となりました。

〔コンポーネント事業〕

コンポーネント事業の売上高は前期比8.0%減の87億2千5百万円（総売上高の27.9%）となりました。

設備関連は半導体装置市場の活況、車載部品関係も市場の伸びを受け前期比大幅増となりました。また医療機器関連も海外への販路拡大もあり前期比増となりました。しかし、事務機器向けは数量増も為替の影響により微減、金融機器関連は依然中国市場低迷により大幅減、また太陽光発電関連も第3四半期より回復傾向ではありますが市場としては不透明であり、通期では大幅減となりました。

事業の種類別売上高の推移

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比増減率
エレクトロニクス事業 (百万円)	8,620	9,091	△5.2%
メカトロニクス事業 (百万円)	2,948	2,981	△1.1%
ケミトロニクス事業 (百万円)	11,006	10,810	1.8%
コンポーネント事業 (百万円)	8,725	9,488	△8.0%
合計 (百万円)	31,301	32,372	△3.3%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、コンポーネント事業の精密機構部品の生産設備を中心に総額8億5千1百万円を投資しております。

③ 資金調達の状況

当社は、機動的な財務戦略をとり、資金の効率的な調達を行うため、平成27年9月18日に取引銀行7行と総額50億円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

当連結会計年度末における特定融資枠契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

特定融資枠契約の総額	5,000百万円
当連結会計年度末借入実行残高	1,800百万円
差引残高	3,200百万円

(2) 財産および損益の状況

期 別 項 目	第113期 (平成26年3月期)	第114期 (平成27年3月期)	第115期 (平成28年3月期)	第116期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	31,011	36,625	32,372	31,301
経 常 利 益 (百万円)	1,059	3,498	1,759	1,180
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	483	2,872	1,010	△1,376
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	14.49	86.15	30.32	△41.32
総 資 産 (百万円)	39,529	42,628	42,764	42,258
純 資 産 (百万円)	20,314	25,693	25,555	23,692

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
北海道オリジン株式会社	300	100	半導体デバイスおよび精密機構部品の製造
埼玉オリジン株式会社	30	100	電 源 機 器 の 製 造
東邦化研工業株式会社	10	100	合成樹脂塗料の製造および販売
	万米ドル		
上海欧利生東邦塗料有限公司	602	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生塗料（天津）有限公司	585	88 (29)	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生東邦塗料（東莞）有限公司	300	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利晶精密機械（上海）有限公司	80	100	精密機構部品の製造および販売
	千タイバツ		
オリジン・イーソン・ペイント株式会社	30,000	45	合成樹脂塗料の製造および販売

(注) 当社の出資比率の（ ）内は、間接出資比率であり、内数となっております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、引き続き企業収益や雇用・所得環境の改善が見込まれ、穏やかな国内景気の回復が続くことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響により景気の先行きは不透明な状況が続くものと思われま

す。このような状況の中で新規市場の開拓・構築を進めることで安定した売上確保を進めると共にグループ全体で業績の回復と更なる成長に努めてまいります。

事業セグメント毎の具体的な施策は以下のとおりです。

[エレクトロニクス事業]

通信用電源や高電圧電源での独自技術による高付加価値製品のタイムリーな開発・市場投入を図るとともに、国内市場の拡大が期待されるエネルギー分野や医療分野でのグローバル展開で売上の拡大を目指します。また、生産管理システムの再構築により、業務の効率化を図り、生産性向上、原価低減に努めます。

[メカトロニクス事業]

MDB (Mobile Display Bonder) は中国市場での拡販を進めてまいります。自動車部品用大型溶接機および光半導体用溶接機は他社との差別化を図る中、伸長を進め、真空ソルダーリングシステムはパワー半導体の他、LED、基板実装など幅広い市場拡大を図ります。

また新規事業の構築を進めることで、安定した売上確保を進めると共に更なる成長とグローバル化を目指します。

[ケミトロニクス事業]

国内では自動車分野でタイムリーな新製品の投入、販売体制の拡充で更なる拡販を目指します。機能性塗料の開発に注力し、新規市場・顧客の開拓を推進します。品質管理強化と原材料のコストダウンおよび業務効率の改善による原価低減を継続してまいります。

海外では海外子会社（中国3拠点、東南アジア2拠点）の供給体制の最適化と品質管理強化を図ります。更なるグローバル展開を推進し、事業部と連携しながら自動車分野の拡大を目指します。

[コンポーネント事業]

ものづくり力の再構築を行い、新製品開発、新市場参入に注力すると共に、納期・品質・コスト等でスピード感を持った顧客対応を図ります。事務機器は、為替影響の最小化と新製品立ち上げに因る新規案件獲得で一層の向上を目指します。金融機器は、依然として中国関係は低迷も、顧客と共に新たな地域・市場への深耕を図ります。設備関係は、半導体装置関係が活況を呈しており、市場動向に対応が取れるよう生産対応を行います。車載関係は、前期までは堅調でしたが、将来の展開が課題であります。医療関係は、国内市場は堅調ですが、前期より開拓の海外市場へ一層の深耕を図ります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社12社および関連会社3社で構成されており、エレクトロニクス事業、メカトロニクス事業、ケミトロニクス事業、コンポーネント事業を展開しております。

主要製品の製造および販売は次のとおりであります。

部	門	製 品 名
エレクトロニクス事業	電 源 機 器	各種直流電源機器、液晶製造装置用高電圧電源機器、直流高電圧電源機器
メカトロニクス事業	シ ス テ ム 機 器	光学デバイス貼合せ装置（MDB）、コンデンサ式抵抗溶接機、光半導体用キャップシーラー、真空ソルダリングシステムおよび各種システム機器
ケミトロニクス事業	合 成 樹 脂 塗 料	プラスチック用塗料、プラスチック用水系塗料、非鉄金属用塗料、UV硬化塗料、触感塗料、真空蒸着用塗料
コンポーネント事業	半導体デバイス/精密機構部品	高速ダイオード、整流ダイオード、ショットキーバリアダイオード、サージ吸収素子等の半導体およびその複合モジュール、ミニチュアベアリング、ワンウェイクラッチ、トルクリミッタ、小型メカニカル製品およびその複合品

(6) 主要な営業所および工場 (平成29年3月31日現在)

名 称		所 在 地
オ リ ジ ン 電 気 株 式 会 社	本社さいたま 新都心オフィス 本 社 事 業 所 間 々 田 工 場 瑞 穂 工 場 吉 見 工 場 大 阪 支 店 名 古 屋 支 店 台 湾 支 店	埼玉県さいたま市中央区 埼玉県さいたま市桜区 栃 木 県 小 山 市 東京都西多摩郡瑞穂町 埼玉県比企郡吉見町 大阪府大阪市北区 愛知県名古屋市中村区 台湾桃園縣桃園市
北 海 道 オ リ ジ ン 株 式 会 社 (子 会 社)	本社および工場	北 海 道 三 笠 市
埼 玉 オ リ ジ ン 株 式 会 社 (子 会 社)	本社および工場 第 二 工 場	埼 玉 県 比 企 郡 吉 見 町 茨 城 県 結 城 市
東 邦 化 研 工 業 株 式 会 社 (子 会 社)	本社および工場	東 京 都 足 立 区
上 海 欧 利 生 東 邦 塗 料 有 限 公 司 (子 会 社)	本社および工場	中 国 上 海 市
欧 利 生 塗 料 (天 津) 有 限 公 司 (子 会 社)	本社および工場	中 国 天 津 市
欧 利 生 東 邦 塗 料 (東 莞) 有 限 公 司 (子 会 社)	本社および工場	中 国 東 莞 市
欧 利 晶 精 密 机 械 (上 海) 有 限 公 司 (子 会 社)	本社および工場	中 国 上 海 市
オ リ ジ ン ・ イ ー ソ ン ・ ペ イ ン ト 株 式 会 社 (子 会 社)	本社および工場	タ イ 国 バ ン コ ク 市

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,200 (202) 名	△15 (△61) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
716 (43) 名	5 (3) 名	43.7歳	15.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,699百万円
株式会社埼玉りそな銀行	693百万円
みずほ信託銀行株式会社	524百万円
株式会社山梨中央銀行	280百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 133,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 33,499,931株 |
| ③ 株主数 | 4,889名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,880千株	5.63%
オリジン電気協力会持株会	1,797千株	5.39%
株式会社みずほ銀行	1,656千株	4.96%
明治安田生命保険相互会社	1,513千株	4.53%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	814千株	2.44%
株式会社りそな銀行	780千株	2.34%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	635千株	1.90%
トーア再保険株式会社	606千株	1.82%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	530千株	1.59%
みずほ信託銀行株式会社	523千株	1.57%

- (注) 1. 持株数の千株未満は、切り捨てております。
2. 持株比率は、自己株式 (125,197株) を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	妹尾 一 宏	
取締役常務執行役員	篠原 信 一	研究開発本部長（兼）ディスプレイ事業管掌
取締役上席執行役員	高木 克 征	管理本部長
取締役上席執行役員	源島 康 広	コンポーネント事業部長
取締役執行役員	門脇 賢	メカトロニクス事業部長（兼）システム営業部長（兼）通信事業補佐
取締役執行役員	樋口 淳 一	ケミトロニクス事業部長 上海欧利生東邦塗料有限公司董事長 欧利生塗料（天津）有限公司董事長 欧利生東邦塗料（東莞）有限公司董事長
取締役執行役員	戸塚 晶 一	エレクトロニクス事業部長
取締役執行役員	山本 誠 司	経営企画部長
取締役（常勤監査等委員）	佐藤 信 人	
取締役（常勤監査等委員）	大日方 勝 彦	
取締役（常勤監査等委員）	東 條 宏 史	株式会社ジャパンケアブレーン非常勤監査役 損害保険ジャパン日本興亜キャリアビューロー株式会社非常勤監査役
取締役（監査等委員）	高 田 忠 美	

- (注) 1. 当社は、平成28年6月29日開催の第115期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 平成28年6月29日開催の第115期定時株主総会において、佐藤信人氏が監査役を退任して取締役（監査等委員）に、高田忠美氏が取締役を退任して取締役（監査等委員）に就任いたしました。大日方勝彦氏、東條宏史氏は取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）大日方勝彦氏、東條宏史氏、高田忠美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、取締役佐藤信人氏、大日方勝彦氏、東條宏史氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 津吹 茂氏、光内俊雄氏は、平成28年6月29日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって、監査役を任期満了により退任いたしました。
6. 取締役（監査等委員）佐藤信人氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 社外取締役大日方勝彦氏、東條宏史氏、高田忠美氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）である佐藤信人氏、大日方勝彦氏、東條宏史氏、高田忠美氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	9名	125百万円
取締役（監査等委員）	4名	36百万円
監 査 役	3名	9百万円
合 計（うち社外役員）	16名（5名）	171百万円（33百万円）

- (注) 1. 支給額の百万円未満は、切り捨てております。
 2. 上記には、当事業年度中に退任した監査役2名を含めております。なお当社は平成28年6月29日開催の第115期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
 3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 6. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第106期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役東條宏史氏は株式会社ジャパンケアブレーンおよび損害保険ジャパン日本興亜キャリアビューロー株式会社の非常勤監査役であります。
 当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況

氏 名	地 位	主な活動状況
大日方 勝彦	社外取締役（監査等委員）	平成28年6月29日に就任以降開催の取締役会には14回中14回、また監査等委員会には5回中5回全てに出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
東條 宏史	社外取締役（監査等委員）	平成28年6月29日に就任以降開催の取締役会には14回中14回、また監査等委員会には5回中5回全てに出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
高田 忠美	社外取締役（監査等委員）	当該事業年度開催の取締役会には20回中20回、また監査等委員会には5回中5回全てに出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。

- (注) 当社は、平成28年6月29日開催の第115期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 協立監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
 当社監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手と報告の聴取等を通じ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

「監査等委員会規則第17条第1項第1号」並びに「監査等委員会監査等基準第37条第1項」に基づき、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を以下のとおり定める。

1. 解任

当社は、会計監査人が会社法第337条第3項第1号に定める会計監査人の欠格事項に該当することとなった場合の他、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づいた監査等委員会の決定により解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

2. 不再任

当社は、会計監査人が会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りであります。

- ① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため、オリジン電気グループ行動憲章を定め、当社グループ全体に周知徹底させる。
 - ロ. 当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、担当取締役を置き、「コンプライアンス基本規程」を定め、定期的にコンプライアンス方針・実行計画を策定し、それを実施する。
 - ハ. 当社グループの取締役および使用人に対し、研修、マニュアル作成・配布を行うことにより、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - ニ. 当社は、「内部通報規程」を定め、組織的または個人的な法令違反行為等の通報を受け付ける窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
会社は、通報したことを理由として通報者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。
 - ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する。
 - ヘ. 当社は、監査等委員会を設置し、取締役は監査の補助スタッフの充実、その独立性の確保および内部監査室・各業務運営組織との連携の促進など監査等委員会監査の実効性の確保に留意する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 重要な意思決定および報告に関しては、議事録や稟議書等の文書の作成、保存および廃棄に関する基本的管理事項を「文書取扱規程」に定め、対応する。
 - ロ. 情報管理については、「情報管理規程」の他、法令・社内規程に基づき、基本方針を定め、対応する。
 - ハ. 取締役は、「文書取扱規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、リスク管理全体を統括する「リスクマネジメント委員会」を設置し、担当取締役を置き、「リスクマネジメント基本規程」を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
 - ロ. 各事業部門および子会社は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。また各事業部門長および子会社取締役は、定期的もしくは取締役会の要請に応じて、リスク管理の状況を当社取締役会に報告する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、定例の取締役会を毎月2回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執

行状況の監督等を行う。

また、業務の運営については、3ヵ年事業計画を立案し、全社的な目標を設定する。各事業部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- . 当社は、代表取締役社長・担当取締役および各事業部門長を中心とした経営会議を毎月2回開催し、各部門および子会社の業務執行に関し、報告、課題の提起、協議または調整を行う。

- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. オリジン電気グループ行動憲章に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスを統制・推進する体制をとる。また、当社に子会社管理の担当部署を置き、子会社の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行う。
 - . 監査等委員会および内部監査室は、海外を含めた当社グループの定期的な監査を実施し、監査結果を取締役会・担当部署に報告する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保および内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制委員会」を設置し、担当取締役を置き、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、整備、運用、評価および継続的な見直しを行う。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の配置の必要性が生じた場合、または監査等委員会からの求めがあるときは、速やかに監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くような体制を整備し、その業務内容については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が協議決定する。
 - . 人事等については、監査等委員会の事前同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制およびこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当社および当社グループの取締役、監査役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - . 前号に従い、監査等委員会への報告を行った当社および当社グループの取締役、監査

役および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員からその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い、または債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払う。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査等委員会は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、役員会や経営会議、各委員会などの会議に出席するとともに、稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じてその説明を求めることとする。
 - ロ. 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見の交換、情報の聴取等を行うなど連携を図る。
 - ハ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効率的な監査の遂行を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 内部統制システム全般
当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制に係る組織がモニタリングし、改善を進めております。また、内部統制に係る組織は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。
- ② コンプライアンス
コンプライアンスに係る教育は定期的を実施しており、当社および子会社ならびにその全役職員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。
また、当社は内部通報窓口を設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理
当社および子会社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、および万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、リスク管理表を作成し、当社のリスクに関する組織としてリスクマネジメント委員会（当事業年度は5回開催）を設置し、リスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。
- ④ 当社グループにおける業務の適正の確保
グループ各社への取締役の派遣・株主権の行使、内部監査室によるグループ各社への内部監査の実施、グループ各社管理部門の設置等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めています。
また、当社およびグループ各社における取締役会の十分な監視・監督機能の発揮のた

め、社外取締役を選任したことで、当社およびグループ各社のガバナンス強化に努めております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会は、取締役会、経営会議およびその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。

また、会計監査人、内部監査室との内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(7) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等が為された場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉が必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとしては不適切であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

イ. 当社経営理念

当社は、創業以来、時代の求める技術を独自に開発し「カスタム製品の開発」と「製品の多様化」を事業指針として事業領域の拡大を図ってまいりました。当社は現在、経営理念として、

- 人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し、
 - ・世界から情報が集まる「開かれた企業」となろう
 - ・オンリーワン技術を磨く「独自性のある企業」となろう
 - ・先端技術を担う社員の「自己実現の場である企業」となろう
- を掲げ、コア技術の更なる強化、新技術、新市場へのチャレンジで価値創造・向上に努めております。

ロ. 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは2016年4月1日開始年度から3ヵ年中期経営計画を策定いたしました。その内容は次のとおりであります。

『世界に通用する技術で未来を創出』“Our Technologies Realize Your Dreams”を掲げ、国内ビジネスの強化、海外ビジネスの推進に努めてまいります。

その基本方針は以下のとおりであります。

- ① お客様満足度を高める研究、開発、技術、購買、生産、販売力の強化
 - ・基幹技術、科学力の増強により、全階層によるトータルな製品開発力を強化し、お客様のニーズに的確に応えていきます。
 - ・国内外における新製品の上市および新市場参入を推進していきます。
 - ・グローバル対応に向けたものづくり体制の更なる構造改革を進めます。
- ② 基盤となる社内グローバルインフラの強化
 - ・環境の変化に即応できるグローバル態勢整備を進め、国内外の子会社、関連会社を含めたグループ力の強化を図ります。
- ③ 世界で活躍する人財の育成
 - ・人財のグローバル化を推進し、グループ間の人財交流ならびに人財登用も進め、グローバル要員の拡充を図ります。
- ④ オリジン電気グループによる共創
 - ・子会社、関連会社を含めたグループ全体の相乗効果を更に高めることで、業務効率化を図り、生産性向上や原価低減に努めます。

また、地球環境保全につきましても、地球環境問題に配慮した企業活動をより一層推進することにより、社会的責任を果たし、オリジン電気グループ行動憲章に則り、これらの活動を着実に実施してまいります。

ハ. コーポレート・ガバナンス（企業統治）強化等による企業価値向上への取組み

当社は、「公正かつ健全で透明性の高い企業経営を目指す」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とし、変化の激しい市場において長期的に企業業績の成長を図り企業価値の最大化を追求するため、市場競争力の強化向上を目指しながら事業を迅速に運営し、グローバルに展開できる効率的なグループ体制の確立と公正かつ健全で

透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

当社は、これらの取組みとともに、コンプライアンスをはじめ内部統制の強化、地球環境への配慮を進める一方、事業におけるリスクの極小化や品質向上の徹底、海外市場の開拓や成長が見込まれる分野への経営資源の傾斜配分など、当社グループ全体の構造転換も一層進めることにより、さらに株主の皆様を始め顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期に亘る企業価値ひいては株主共同の利益の確保および安定的な向上に注力してまいります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、当初平成20年6月27日開催の当社第107期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして導入いたしました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、従前の買収防衛策の一部語句の修正（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することについて、株主の皆様へ直近、平成26年6月26日開催の当社第113期定時株主総会においてご承認をいただいております。

イ. 本プランの目的

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、平成26年6月26日開催の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただき、対応策の内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

ロ. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）といたします。

ハ. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうも

のであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとし、

二. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為を開始する、というものです。

ホ. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと取締役会が判断した場合には対応措置をとることがあります。また、当該取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主総会を開催することとします。

ハ. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、平成26年6月26日の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しており、その有効期限は平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までの3年間となっております。

ただし、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会において承認可決を得ることとします。

また、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとし、

④ **本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

ハ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年6月26日開催の当社定時株主総会において、本プランの継続に関する株主の皆様のご意思を確認させていただいており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

二. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

ホ. デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うこ

とができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、業績に見合った株主各位への利益還元と長期的な視野に立った内部留保の充実を図りつつ、中間配当と期末配当の年2回の安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、企業価値最大化に向けて財務体質の強化を図りながら、市場における競争力強化や収益力向上に必要な研究開発・新製品開発への投資や設備投資の拡充およびグローバル展開を図るための有効な投資などに使用してまいります。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき3円50銭とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき3円50銭を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき7円となります。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,427	流動負債	13,496
現金及び預金	7,845	支払手形及び買掛金	4,101
受取手形及び売掛金	8,896	電子記録債務	2,344
電子記録債権	1,387	短期借入金	1,800
商品及び製品	1,450	1年内返済予定の長期借入金	1,197
仕掛品	3,844	未払法人税等	205
原材料及び貯蔵品	1,632	賞与引当金	511
繰延税金資産	252	役員賞与引当金	19
その他	184	環境対策引当金	1,485
貸倒引当金	△66	その他	1,831
固定資産	16,830	固定負債	5,069
有形固定資産	10,906	長期借入金	1,079
建物及び構築物	4,750	退職給付に係る負債	3,916
機械装置及び運搬具	969	環境対策引当金	53
土地	4,298	その他	21
建設仮勘定	184	負債合計	18,565
その他	703	(純資産の部)	
無形固定資産	778	株主資本	19,044
投資その他の資産	5,145	資本金	6,103
投資有価証券	4,601	資本剰余金	3,454
長期貸付金	6	利益剰余金	9,580
繰延税金資産	165	自己株式	△93
その他	459	その他の包括利益累計額	2,152
貸倒引当金	△87	その他有価証券評価差額金	1,553
資産合計	42,258	為替換算調整勘定	599
		非支配株主持分	2,495
		純資産合計	23,692
		負債・純資産合計	42,258

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		31,301
売上原価		23,536
売上総利益		7,764
販売費及び一般管理費		6,834
営業利益		930
営業外収益		
受取利息及び配当金	180	
その他の営業外収益	270	450
営業外費用		
支払利息	37	
その他の営業外費用	163	200
経常利益		1,180
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	3	
固定資産解体費用引当金戻入益	54	60
特別損失		
固定資産除却損	32	
固定資産売却損	0	
関係会社株式評価損	56	
関係会社貸倒引当金繰入額	32	
環境対策引当金繰入額	1,538	1,660
税金等調整前当期純損失		419
法人税、住民税及び事業税	470	
法人税等調整額	196	666
当期純損失		1,086
非支配株主に帰属する当期純利益		289
親会社株主に帰属する当期純損失		1,376

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,103	3,454	11,191	△92	20,657
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△233		△233
従業員奨励福利基金			△0		△0
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,376		△1,376
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△0	△1,611	△1	△1,612
当 期 末 残 高	6,103	3,454	9,580	△93	19,044

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,190	1,100	2,291	2,606	25,555
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△233
従業員奨励福利基金					△0
親会社株主に帰属する当期純損失					△1,376
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	362	△501	△138	△111	△250
当 期 変 動 額 合 計	362	△501	△138	△111	△1,863
当 期 末 残 高	1,553	599	2,152	2,495	23,692

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,471	流 動 負 債	11,965
現金及び預金	2,385	支払手形	914
受取手形	994	電子記録債権	2,344
電子記録債権	1,317	買掛金	2,319
売掛金	5,945	短期借入金	1,800
商品及び製品	961	1年内返済予定の長期借入金	1,197
仕掛品	3,529	リース債権	21
材料及び貯蔵品	917	未払金	378
前払費用	23	未払費用	292
繰延税金資産	214	未払法人税等	48
短期貸付金	54	前受り金	29
未収入金	186	預り保証金	31
その他当座金	1	預り引当金	268
貸倒引当金	△60	賞与引当金	420
固定資産	16,770	役員賞与引当金	19
有形固定資産	9,218	環境対策引当金	1,485
建物	3,446	設備関係支払手形	245
構築物	172	その他	148
機械及び装置	733	固定負債	4,734
車両運搬具	19	長期借入金	1,079
工具、器具及び備品	565	リース債権	19
土地	4,201	退職給付引当金	3,583
建物	40	環境対策引当金	53
建設仮勘定	39	負債合計	16,700
無形固定資産	479	(純 資 産 の 部)	
借地権	19	株 主 資 本	14,994
ソフトウェア	383	資本金	6,103
ソフトウェア仮勘定	39	資本剰余金	3,454
その他	35	資本準備金	1,600
投資その他の資産	7,072	その他資本剰余金	1,854
投資有価証券	3,698	利 益 剰 余 金	5,507
関係会社株	1,346	その他利益剰余金	5,507
関係会社出資	1,054	繰越利益剰余金	5,507
長期貸付金	304	自 己 株 式	△70
長期前払費用	11	評価・換算差額等	1,547
繰延税金資産	414	その他有価証券評価差額金	1,547
差入保証金	47	純 資 産 合 計	16,542
その他当座金	241	負 債 ・ 純 資 産 合 計	33,242
貸倒引当金	△47		
資 産 合 計	33,242		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		23,997
売上原価		19,349
売上総利益		4,647
販売費及び一般管理費		5,425
営業損失		778
営業外収益		
受取利息及び配当金	477	
その他の営業外収益	593	1,070
営業外費用		
支払利息	37	
その他の営業外費用	239	276
経常利益		15
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	3	
固定資産解体費用引当金戻入益	54	58
特別損失		
固定資産除却損	29	
固定資産売却損	0	
関係会社株式評価損	56	
関係会社貸倒引当金繰入額	32	
環境対策引当金繰入額	1,538	1,656
税引前当期純損失		1,582
法人税、住民税及び事業税	141	
法人税等調整額	196	338
当期純損失		1,920

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	6,103	1,600	1,854	3,454	7,661	7,661
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△233	△233
当 期 純 損 失					△1,920	△1,920
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0	△2,154	△2,154
当 期 末 残 高	6,103	1,600	1,854	3,454	5,507	5,507

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△70	17,149	1,188	1,188	18,338
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△233			△233
当 期 純 損 失		△1,920			△1,920
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
自 己 株 式 の 処 分	0	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			358	358	358
当 期 変 動 額 合 計	△0	△2,155	358	358	△1,796
当 期 末 残 高	△70	14,994	1,547	1,547	16,542

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

オリジン電気株式会社
取締役会 御中

協立監査法人
代表社員 公認会計士 南部 敏 幸 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリジン電気株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリジン電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

オリジン電気株式会社
取締役会 御中

協立監査法人

代表社員 公認会計士 南部 敏 幸 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴木 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリジン電気株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議（業績会議、戦略会議、部長会議、品質会議、技術開発会議、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、事業計画説明会、各部門別原価会議等）に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類（社長決裁稟議書）等を開覧し、本社及び主要な事業所（本社事業所、間々田工場、瑞穂工場、吉見工場他）において業務及び財産の状況を調査（第2四半期、本決算実地棚卸監査）しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

オリジン電気株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 佐藤 信人 ㊟

常勤監査等委員 大日方 勝彦 ㊟

常勤監査等委員 東 條 宏史 ㊟

監査等委員 高 田 忠美 ㊟

(注) 監査等委員大日方勝彦、東條宏史、及び高田忠美は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして1株につき3.5円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金3.5円
総額 116,811,569円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、本株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成29年10月1日（日）をもって、平成29年9月30日（土）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成29年3月31日現在)	33,499,931株
株式併合により減少する株式数	26,799,945株
株式併合後の発行済株式総数	6,699,986株

- ④ 効力発生日における発行可能株式総数 26,600,000株

(注) 「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合の条件

本議案にかかる株式併合は「第3号議案 定款の一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、その効力を生ずるものといたします。

第3号議案 定款の一部変更の件

(1) 定款の一部変更の理由

第2号議案「(1) 株式併合の目的」に記載のとおり、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するべく、現行定款第8条(単元株式数)を変更するものです。あわせて、株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を減少するべく、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものです。

なお、本変更につきましては、平成29年10月1日(第2号議案にかかる株式併合の効力発生日と同日)をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって当該附則を削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本変更は、「第2号議案 株式併合の件」が原案通り承認可決されることを条件として、その効力を生ずるものといたします。

(下線は部分変更を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>133,000,000株</u>とする。</p> <p>第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>26,600,000株</u>とする。</p> <p>第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附則 (定款の一部変更の効力発生日)</p> <p>第1条 第6条および第8条の変更は、平成29年10月2日をもってその効力が発生するものとする。 なお、本条は、かかる効力発生の時をもってこれを削除する。</p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、各候補者の当事業年度における業務執行の状況および業績を踏まえ、各候補者は当社取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。（※印は新任候補者）

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
1	<p>せ お かず ひろ 妹尾 一宏 (昭和30年3月28日生) 60,000株</p>	<p>昭和53年4月 当社入社 平成14年5月 当社機器事業部技術部長 平成15年6月 当社エレクトロニクス事業部部付（部長） 平成18年4月 当社管理本部総務部長 平成19年7月 当社管理本部副本部長（兼）総務部長 平成20年6月 当社取締役 平成21年4月 当社エレクトロニクス事業部長 平成22年5月 当社エレクトロニクス事業部長（兼）エコエコ推進室長 平成22年6月 当社執行役員エレクトロニクス事業部長（兼）エコエコ推進室長 平成24年6月 当社代表取締役社長（現任）</p>
	<p>監査等委員でない取締役候補者とする理由 妹尾一宏氏は、当社電源機器の技術開発部門での業務経験を経て、埼玉オリジン株式会社代表取締役社長、監査役を歴任しており、経営的立場において豊富な経験を有しております。平成24年6月より当社の代表取締役社長を務めており、当社グループの発展のための牽引役として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式数	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
2	<p style="text-align: center;">しの ほら しん いち 篠 原 信 一 (昭和31年12月17日生) 35,000株</p>	<p>昭和54年 4 月 当社入社 平成15年 4 月 当社研究開発本部研究開発室長 平成17年 6 月 当社研究開発本部長 平成19年 6 月 当社取締役 (現任) 平成19年 6 月 当社研究開発本部長 平成21年 6 月 当社メカトロニクス事業部長 平成22年 6 月 当社執行役員メカトロニクス事業部長 平成24年 1 月 当社執行役員メカトロニクス事業部長 (兼) システム 営業部長 (兼) 品質統括室長 平成24年 6 月 当社上席執行役員メカトロニクス事業部長 (兼) 品質 統括室担当 平成25年 6 月 当社上席執行役員研究開発本部長 (兼) メカトロニク ス事業部長 平成26年 6 月 当社常務執行役員研究開発本部長 (兼) メカトロニク ス事業部長 平成27年 6 月 当社常務執行役員研究開発本部長 (兼) ディスプレイ 事業管掌 (現任)</p> <p>監査等委員でない取締役候補者とする理由 篠原信一氏は、当社研究開発部門での業務経験を経て、メカトロニクス事業部長の就任を含め様々な功績を残しております。平成26年6月より常務執行役員研究開発本部長を務めており、当社の研究開発の生産性、企業価値ならびに品質向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
3	<p style="text-align: center;">たかぎ かつ ゆき 高木 克 征 (昭和31年7月18日生) 30,000株</p>	<p>昭和54年 4月 株式会社富士銀行入行 平成15年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行札幌営業部長 平成17年 4月 同行兜町証券営業部長 平成18年 9月 当社入社 平成19年 6月 当社取締役（現任） 平成19年 6月 当社経営統括部長 平成20年 6月 当社経営統括部長（兼）内部監査室長 平成21年 4月 当社管理本部長 平成22年 6月 当社執行役員管理本部長 平成23年 7月 当社執行役員管理本部長（兼）間々田工場長（兼）情報システム部長 平成24年 6月 当社上席執行役員管理本部長（兼）間々田工場長（兼）情報システム部長 平成25年 1月 当社上席執行役員管理本部長（兼）間々田工場長 平成25年 6月 当社上席執行役員管理本部長（現任）</p>
<p>監査等委員でない取締役候補者とする理由 高木克征氏は、金融機関での豊富な経験を活かし、当社入社後も経営統括部門、管理本部部門にて指揮をとり、当社グループ経営のとりまとめを歴任してきました。今後もより専門性を活かした経営面での実力を発揮できるものと判断し、取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式数	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
4	げん じま やす ひろ 源 島 康 広 (昭和32年5月12日生) 32,000株	昭和58年 4 月 当社入社 平成13年 4 月 当社塗料事業部技術部長 平成17年10月 当社塗料事業部技術部部付 (部長) 平成21年 5 月 当社研究開発本部副本部長 平成21年 6 月 当社取締役 (現任) 平成21年 6 月 当社研究開発本部長 平成21年 9 月 当社研究開発本部長 (兼) 知的財産室長 平成22年 4 月 当社研究開発本部長 平成22年 6 月 当社執行役員研究開発本部長 平成25年 6 月 当社執行役員エレクトロニクス事業部長 平成26年 4 月 当社執行役員エレクトロニクス事業部長 (兼) 新規事業推進室長 平成26年 6 月 当社執行役員エレクトロニクス事業部長 平成27年 6 月 当社上席執行役員コンポーネント事業部長 (現任)
監査等委員でない取締役候補者とする理由 源島康広氏は、当社製品の研究開発やグローバル展開で培った豊富な知識と経験を研究開発本部にてより深耕させ、エレクトロニクス事業部、現任のコンポーネント事業部にて経営手腕を発揮しており、幅広い知識と実績を踏まえて当社に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
5	<p style="text-align: center;">かど わき まさる 門 脇 賢 (昭和29年7月23日生) 21,000株</p>	<p>昭和54年4月 当社入社 平成17年4月 当社エレクトロニクス事業部第1営業部長 平成21年4月 当社エレクトロニクス事業部副事業部長（兼）営業部長 平成22年4月 当社エレクトロニクス事業部副事業部長（兼）A P開発室長 平成22年6月 当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（P D統括）（兼）A P開発室長 平成24年6月 当社取締役（現任） 平成24年6月 当社執行役員エレクトロニクス事業部長 平成25年6月 当社執行役員間々田工場長 平成25年7月 当社執行役員コンポーネント事業部長（兼）間々田工場長 平成27年6月 当社執行役員メカトロニクス事業部長 平成27年9月 当社執行役員メカトロニクス事業部長（兼）システム営業部長 平成28年9月 当社執行役員メカトロニクス事業部長（兼）システム営業部長（兼）通信事業補佐（現任）</p>
<p>監査等委員でない取締役候補者とする理由 門脇 賢氏は、当社の技術開発部門、営業部門での経験を活かし、エレクトロニクス事業部、コンポーネント事業部を経て、現任のメカトロニクス事業部にて手腕を発揮しており、当社の高い技術力の維持向上を担い、当社の事業の発展に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式数	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
6	ひ ぐち じゅん いち 樋 口 淳 一 (昭和34年3月27日生) 13,000株	昭和57年 4 月 当社入社 平成15年 4 月 当社塗料事業部営業部次長 平成18年 4 月 当社塗料事業部営業部部长 (市場開拓担当) 平成19年 8 月 当社塗料事業部営業部部长 平成21年 7 月 当社塗料事業部部长 平成24年 6 月 当社執行役員塗料事業部副事業部部长 (中国統括) 平成25年 6 月 当社取締役 (現任) 平成25年 6 月 当社執行役員塗料事業部部长 平成25年 7 月 当社執行役員ケミトロニクス事業部部长 (現任) (重要な兼職の状況) 上海欧利生東邦塗料有限公司董事長 欧利生塗料 (天津) 有限公司董事長 欧利生東邦塗料 (東莞) 有限公司董事長
監査等委員でない取締役候補者とする理由 樋口淳一氏は、当社入社以来、技術および営業部門での豊富な知識と経験を活かし、ケミトロニクス事業の発展とグローバル化に大きく貢献した実績を持っております。今後その知識と実力を当社の経営全般に活かすことができるものと判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
7	<p style="text-align: center;">と づか しょう いち 戸 塚 晶 一 (昭和29年8月30日生) 17,000株</p>	<p>昭和53年 4月 日本電信電話公社入社 平成16年 4月 株式会社N T Tファシリティーズ中国支店長 平成20年 7月 株式会社N T Tファシリティーズ営業本部N T T営業統括部副部長 平成21年 7月 当社入社 平成21年 7月 当社エレクトロニクス事業部部長 平成22年 4月 当社エレクトロニクス事業部営業部長 平成22年 6月 当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（P S統括）（兼）営業部長 平成22年 11月 当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（P S統括）（兼）営業部長（兼）大阪支店長 平成25年 6月 当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（兼）営業部長 平成26年 6月 当社取締役（現任） 平成26年 6月 当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（兼）営業部長（兼）大阪支店担当 平成27年 6月 当社執行役員エレクトロニクス事業部長（兼）大阪支店管掌 平成28年 6月 当社執行役員エレクトロニクス事業部長（現任）</p>
<p>監査等委員でない取締役候補者とする理由 戸塚晶一氏は、異なる分野での営業、技術、サービス等豊富な知識と経験を持ち、且つ電源機器市場の専門性を有しており、企業経営の実績も積んでおります。今後の市場拡大、事業の発展に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
8	<p style="text-align: center;">やま もと せい し 山本 誠 司 (昭和29年6月19日生) 6,000株</p>	<p>昭和52年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成20年10月 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社業務部長 平成23年1月 当社入社 平成23年1月 当社管理本部経理部長 平成25年1月 当社管理本部経理部長(兼)情報システム部長 平成25年6月 当社執行役員管理本部副本部長(兼)経理部長(兼)情報システム部長 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成26年6月 当社執行役員グローバル戦略部長 平成26年7月 当社執行役員経営企画部長(現任)</p>
<p>監査等委員でない取締役候補者とする理由 山本誠司氏は、損害保険会社での海外事業戦略含む貴重な経験を有しており、当社のグローバル市場展開を経営企画的側面から積極的に係わり、今後の推進すべき事業の方向性を明確に打ち出すための経営戦略に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。</p>		
9	<p style="text-align: center;">※ いし だ たけ お 石田 武 夫 (昭和33年4月17日生) 6,000株</p>	<p>昭和54年3月 日本ビクター株式会社入社 平成14年7月 当社入社 平成14年7月 当社電子機器事業部製造部生産技術課課長代理 平成19年4月 当社エレクトロニクス事業部P S生産管理部長 平成22年4月 当社エレクトロニクス事業部生産管理部長 平成24年6月 当社エレクトロニクス事業部生産技術部長エコエコ推進室長 平成26年6月 当社執行役員エレクトロニクス事業部部長(生産統括)(兼)新規事業推進室長(兼)エコエコ推進室長 平成28年4月 当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長(兼)新規事業・営業統括(兼)環境向上推進室長 平成28年12月 当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長(兼)営業部長(兼)環境向上推進室長(現任)</p>
<p>監査等委員でない取締役候補者とする理由 石田武夫氏は、電気機器事業に従事してきた実績を活かし、当社の生産、技術、営業、新規市場開発、環境関連と多岐に渡る経験をより深耕しております。あらゆる側面で当社を支え、今後の業績向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。</p>		

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、およびそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、平成28年6月29日開催の第115期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額230百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、現時点において、本制度の対象となる取締役は8名ですが、第4号議案が原案通り承認可決されれば、本制度の対象となる取締役は9名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、およびそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

平成29年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業

年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。) およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定(平成29年8月(予定))時に、当初対象期間に対応する必要資金として、70百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、70百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式(取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。)および金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、70百万円を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、215,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、71,400ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

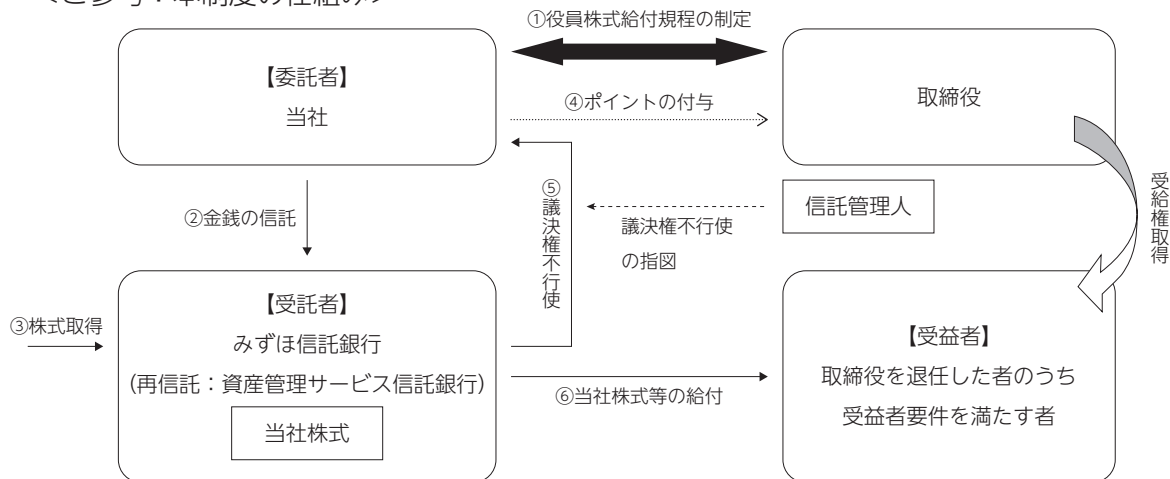
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初平成20年3月24日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成26年6月26日開催の当社第113期定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、本総会終結の時までとなっております。当社では、現プランへ継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、本プランとして継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）し、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続することを決定いたしましたのでお諮りするものであります。

本プランへの継続につきましては、当社監査等委員4名（うち社外取締役3名）はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランへの継続に賛成する旨の意見を述べております。また、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等の具体的提案はなされておられません。

本プランの現プランからの主な変更点は以下のとおりです。

- ①当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた必要情報に加えて、追加的に情報提供を求める場合の期限を設定いたしました。
- ②大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
- ③その他語句の修正、文言の整理等を行いました。

I. 承認の対象となる本プランの内容

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして現プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続すること

といたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程(概要につきましては、別紙1をご参照ください。)に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役(監査等委員であるものを含みます。)または社外有識者(注4)のいずれかに該当する者の中から選任します。本プランへの継続時に就任予定の独立委員会候補の氏名・略歴は別紙2に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとし、独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとし、

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとし、

注4： 社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表いたします。

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記4.(1)(a)～(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属

性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとしします。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- (c) 大規模買付行為の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している当社および当社グループ会社の役員候補（当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとしします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な期限（最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を設けた上で、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉

等を終了し、後記（3）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様
の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点
で、その全部または一部を公表いたします。

（3）当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締
役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けに
よる当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長
90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間
（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第
三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コン
サルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・
検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重
にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付
行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示
することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如
何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るこ
とを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じること
により大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側
の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないこ
のみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大
規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代
替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付
行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主
の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替
案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為

が、例えば以下の（a）から（h）のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記（1）で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- （a）真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- （b）当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- （c）当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている判断される場合
- （d）当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- （e）大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様にご判断の機会を強要するおそれがあると判断される場合
- （f）大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- （g）大規模買付者による買付後の当社の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社又は当社グループ会社の事業の成長性・安定性が阻害され、企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- （h）大規模買付者による支配権獲得により、当社はもとより、当社グループ会社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

（3）取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記（1）または（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

（4）大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記Ⅰ. 4.（1）「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までの期間（株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までの期間）を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがいまして、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じること決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。)の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがい、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成32年6月30日までに開催予定の当社第119期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

Ⅱ. 補足説明

本プランの内容は、上記Ⅰ. に記載のとおりですが、①株主の皆様にご与える影響等、ならびに②本プランの合理性については、それぞれ以下の通りです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認いただければと存じます。

1. 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切なご判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅰ. 5. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることをご決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の

割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記I.1.「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

- (3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意見を問う予定であり、株主の皆様のご意向が

反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅰ. 5. 「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を1年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役（監査等委員であるものを含む。）または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

大日方 勝彦 (おびなた かつひこ)

(昭和30年5月21日生)

昭和54年 4月 安田生命保険相互会社 入社
 平成15年 8月 安田投信投資顧問株式会社常務取締役業務本部長
 平成17年 12月 明治安田生命保険相互会社証券運用部長
 平成21年 4月 安田投信投資顧問株式会社常務取締役投信業務本部長
 平成22年 10月 明治安田アセットマネジメント株式会社取締役常務執行役員
 平成26年 4月 明治安田アセットマネジメント株式会社常勤監査役
 平成28年 6月 オリジン電気株式会社取締役監査等委員 (社外) (現任)

東條 宏史 (とうじょう ひろし)

(昭和32年1月7日生)

昭和54年 4月 日本火災海上保険株式会社 入社
 平成15年 4月 日本興亜損害保険株式会社大阪営業第一部長
 平成22年 4月 日本興亜損害保険株式会社執行役員公務部長
 平成24年 4月 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員営業推進部長
 平成26年 4月 日本興亜株式会社専務執行役員
 平成26年 4月 株式会社損害保険ジャパン専務執行役員
 平成26年 9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社専務執行役員
 平成28年 6月 株式会社ジャパンケアブレーン非常勤監査役 (現任)
 平成28年 6月 損害保険ジャパン日本興亜キャリアビューロー株式会社非常勤監査役(現任)
 平成28年 6月 オリジン電気株式会社取締役監査等委員 (社外) (現任)

高田 忠美 (たかだ ただよし)

(昭和30年2月22日生)

昭和53年 4月 安田生命保険相互会社 入社
 昭和60年 4月 安田生命保険相互会社和歌山支社和歌山中央営業所長
 平成10年 4月 安田生命保険相互会社札幌中央支社長
 平成18年 4月 明治安田生命保険相互会社事務サービス企画部東京事務サービスセンター長
 平成22年 4月 株式会社MYJ取締役確認業務部長
 平成27年 2月 エムワイ総合企画株式会社管理本部部長
 平成27年 6月 オリジン電気株式会社取締役 (社外)
 平成28年 6月 オリジン電気株式会社取締役監査等委員 (社外) (現任)

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

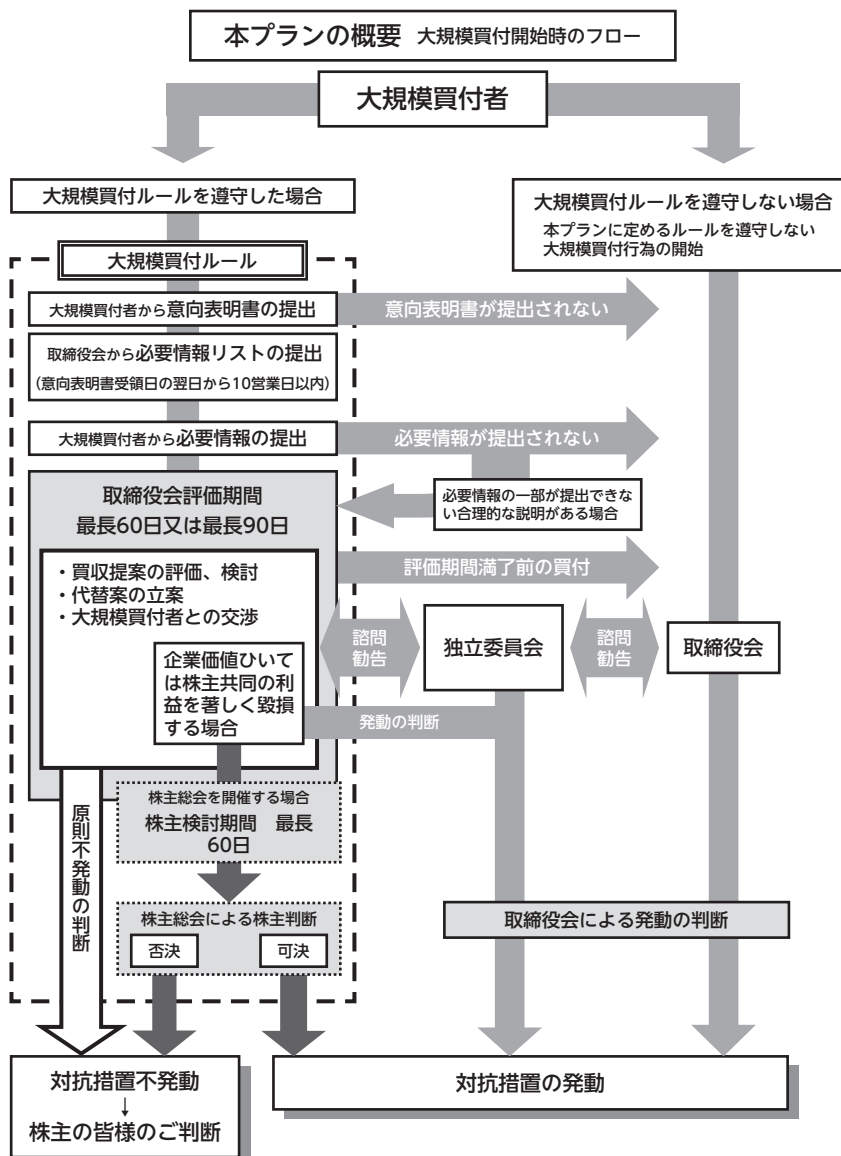
尚、社外取締役 大日方 勝彦氏、東條 宏史氏、高田 忠美氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割当で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付しない。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

第116期定時株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
明治安田生命さいたま新都心ビル 22階
最寄り駅 J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線
さいたま新都心駅 徒歩1分
J R 埼京線 北与野駅 徒歩7分



- ◎ 株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましては軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT



Origin オリジン電気株式会社